

執行委員会

2026年6月11-12日、スイス・ジュネーブ

インダストリアル腐敗防止方針

本方針は2018年年4月26-27日の執行委員会で承認され、2026年6月に修正された

序文

インダストリアルは、あらゆる形態の腐敗に反対する。財務規則に従うだけでなく、社会的責任を持って行動したいと切望している。

このインダストリアル腐敗防止規則は、インダストリアルを代表するすべての従業員その他の者（ジュネーブ本部以外の世界各地で活動するインダストリアル・スタッフを含む）のためのガイドラインである。

本ガイドラインは、特に国際プロジェクトや開発協力との関連で、インダストリアルが接触するかもしれない各種の腐敗を列挙している。また、満たすべき基本条項や腐敗防止基準についても説明している。

本ガイドラインの主な目的は腐敗の防止である。とはいえ、インダストリアルの腐敗防止規則や関連条項に違反すれば、契約の解除、従業員の解雇、資金援助の凍結または関連当局への通知など、懲戒措置が取られる場合がある点を指摘しておくことが重要である。ただし、これらの罰則処置のいずれも、スタッフ代表と協議せずにスタッフに対して講じられることはない。

1. はじめに

1.1. 腐敗

腐敗防止規則の目標は、腐敗とは何かに関して、インダストリアルを代表するインダストリアルの従業員その他の者ならびにインダストリアルのパートナーの意識を高め、指針を与えることである。インダストリアル腐敗防止規則の基準は、国内外の腐敗防止法に定められた基準に相当する。

腐敗とは、地位、役職または任務との関連で、不当な便益を付与・提供（積極的腐敗）または要求・受領（消極的腐敗）することと定義できる。

腐敗が存在するかどうかの判断にあたっては、まず、「便益」があるかどうかを検討し、次に、その便益が「不当」であるかどうかを検討しなければならない。便益には通常、財務的価値がある。例えば、金銭や製品、サービスである。便益は、明確な財務的価値なしに存在することもある。

便益が「不当」となるのは、明らかに非難に値する行為によって取得された場合である。何が不当とみなされるかは、個々のケースの具体的な評価によって決まる。そのような評価の関連要素として、便益の財務的価値や種類、便益の目的、関係者の地位、内規や契約などの違反の有無が挙げられる。

不当な便益は、受給者による自己の地位、役職または任務の遂行に関連するものでなければならない。

その他、腐敗を伴わずに発生し得る違反もある。全体として、ある状況が腐敗（腐敗防止規則の意図的な違反）なのか、能力の不足（意図的でない違反）なのかを判断するのは難しい場合がある。

1.2. リスクに基づく手法

インダストリアルオールは、政治当局と企業・産業の両方が関与するプロセスを通じて他の組織と協力・連携する従業員組織である。現下の政治情勢において、意思決定プロセスの透明性や文書化に関して特定の課題が発生することがある。腐敗を効果的に防止するには、それぞれの分野、状況および問題に、それらが示すリスクに比例して優先順位をつける必要がある。

1.3. 腐敗防止規則の適用対象

この腐敗防止規則は、インダストリアルオールを代表する全従業員、選出役員およびその他の者を対象とする。これには、代表団や出張、会合でインダストリアルオールを代表する任務を割り当てられた選出役員、全従業員、契約スタッフおよびその他の者が含まれる。腐敗防止ガイドラインに従うことは全従業員の責任である。

2. 腐敗の典型例と特別なリスク

2.1. 腐敗一典型例

腐敗を犯す可能性があるのは、インダストリアルオール自身の従業員か、インダストリアルオールを代表する第三者（いわゆる仲介者の腐敗）である。

- a. 賄賂は最も一般的な形態の腐敗であり、誰かある人の義務の遂行との関連で不当な便益を付与または提供することによって、その人に影響を与え、自分に受給権のないものを入手しようとする試みを伴う。
- b. 賄賂の1つは、供給者が購入者に報酬（一般に「リベート」と呼ばれる）を与え、競合他社ではなく当該供給者からの購入を選ばせたり、場合によっては、使用者の要求と異なる数量や品質を選ばせたりしようとするものである。
- c. 友人や家族の優遇は、誰かが不当な便益の見返りに主観的に便益（雇用など）を得る場合は、腐敗になることがある。
- d. 便宜を図ってもらうための支払金は、自分がすでに受給権を有するサービスの実施を促進または確保するための支払いである。典型的な例は、公務員が、旅行者に出入国を許可したり、物品を税関に通させたり、活動（例えば訓練など）の開始を許可したりするために、比較的少額の金銭を要求することである。

- e. 影響力に係る取引は、ある者が誰か（一般的に仲介者）に不当な便益を与え、第三者（意思決定者）の職務の遂行に影響を及ぼそうとする場合に発生する。影響力に係る不法な取引は、意思決定者が便益またはロビー活動のいずれかを認識していない場合や、影響を及ぼそうとする試みが成功しなかった場合であっても存在し得る。隠されたロビー活動は、影響力に係る不法な取引に該当することがある。

2.2. 甚だしい腐敗

上記の公務員との取引に加えて、腐敗が甚だしいか「単純」であるかを判断するうえで、そのほかにも重要な要素がある。その行為が大きな財政的便益を伴うか伴っていた可能性があるか、重大な損害のリスクがあるか、その状況が不正確な会計情報をも含意するかが重要である。

2.3. 腐敗のリスクを高める状況

- a. 贈与、接待および（個人的）経費の負担は、腐敗のリスクを高める。協力したいという希望が必ずしも職業上の要因やニーズに基づいているとは限らない場合、当事者間の関係を生み出したり、さらに発展させたりすることは適切ではないからである。
- b. 政治献金その他の後援は、即座の見返りなしで不当な便益が付与されても、出資機関が一般的に後日見返りがあることを期待していれば賄賂を引き起こす場合があるため、腐敗のリスクを高める可能性がある。
- c. 雇用プロセスは、特に腐敗が横行している国々では、腐敗のリスクを高める可能性がある。
- d. 費用をカバーするための現金支払いや不適切な文書の作成は、フォーマル経済と併存するインフォーマルな不法経済を生み出す。
- e. 調達には、枠組み協定に従って、または最も有利な市場価格で行うものとする。

2.4. 利害の対立に関して

従業員/選出役員は、自己の利益と組織の利益との対立を避けるものとする。つまり、インダストリアルオール従業員と選出役員は、不適切な便益や、他の手段によってインダストリアルオールの利益に害を及ぼすことを意図している恐れのある便益を得ようとはしてはならない。

利害の対立が発生しているか、その発生が疑われる場合、従業員/選出役員は、遅滞なく直属の上司にその旨報告する必要がある。それが可能または適切ではない場合で、インダストリアルオール地域事務所がある地域で懸念事項が発生したときは、インダストリアルオール地域事務所所長に報告し、当該地域担当のインダストリアルオール書記次長に写しを送付すべきである。インダストリアルオール地域事務所がない地域の場合は、インダストリアルオールのグローバル指導部に報告すべきである。利害の対立が原因で上記のルートによる報告が不可能な場合、当該案件はインダストリアルオール会長の処理事項とすることができる。

特に重要な決定に関しては、潜在的な利害の対立を検討済みであることを記録する。

3. 摘発とフォローアップ

3.1. 懸念の提起

従業員/選出役員は、腐敗の疑いがある場合、適切な経路を通して懸念を提起し、状況をフォローアップできるようにする必要がある。従業員は、懸念を提起する正しい方法について疑問がある場合、インダストリアル・オール最高財務責任者ならびにインダストリアル・オール地域事務所所長またはインダストリアル・オール書記長に連絡して支援を求めることができる。利害の対立が原因で上記のルートによる連絡が不可能な場合、当該案件はインダストリアル・オール会長の処理事項とすることができる。

インダストリアル・オールは、潜在的な悪影響から内部告発者を保護するために、可能な限りの措置を講じる。インダストリアル・オールは、腐敗防止問題を提起した内部告発者に対するいかなる形態の報復も一切容認しない。苦情は秘密に取り扱い、必要な場合には匿名性を保証するものとする。

3.2. 腐敗防止規則に対する責任

全従業員は腐敗防止ガイドラインの遵守に責任を負い、すべてのリーダーは自己の責任範囲で遵守を確保する責任を負う。

インダストリアル・オールでの腐敗防止活動に対する責任は、最高財務責任者にある。解釈の問題や指導の要請も最高財務責任者に付託することができ、最高財務責任者は必要に応じて当該問題を委任する。

3.3. フォローアップと監視

3.3.1. 一般的な腐敗防止手続き

インダストリアル・オールは、望ましくない事態と思われる懸念・問題の提起をフォローアップする。これらの手続きでは、事実を調査するとともに、関係者の適切な検討事項に配慮し、インダストリアル・オールと他のステークホルダーの関連検討事項に配慮し、合理的な進展および事実提示後のフォローアップ方法に関する合理的な評価・決定を確保する目的で、当該案件をフォローアップする必要がある。

インダストリアル・オールは、関係者に懸念の提起を促すだけでなく、すべてのプロジェクトの監査を実施する。その監視または監査の結果、腐敗の可能性に関する懸念が提起されるかもしれない。そのような場合は、通知か公式のルートによって明るみに出た場合と同じ方法で、当該案件をフォローアップする。

3.3.2. 腐敗防止規則の違反

腐敗防止ガイドラインの違反があった場合は、インダストリアル・オールの従業員に懲戒措置が科せられることがある。考えられる措置には、違反の重大性に応じて、警告、責任や地位の喪失、解雇または解任が含まれる。

任務やプロジェクト、出張などでインダストリアル・オールの代理人を務めるか、何らかの形でインダストリアル・オールを代表する者がガイドラインに違反した場合は、経済的な補償の請求、さらなる協力への影響（解雇と賠償を含む）、資金の「凍結」など、その他の種類の措置が講じられることがある。

EC 11b_2026/1

腐敗防止方針更新版

重大な違反または度重なる違反があった場合は、当該組織が、インダストリアルオールの名声を損なう恐れがあり、組織の完全性に影響を及ぼす可能性のある方法で、原則および本方針の条項を故意に支持しなかったことを条件として、当該加盟組織に制裁を科すこともできる。

意図的でない規則違反の疑いがある場合は、より徹底的な訓練の受講が妥当なこともある。

4. 見直し

本方針は、インダストリアルオールの機関によって必要とみなされる場合は、見直しの対象となるものとする。
